

佐市農水第 314 号
平成18年1月20日

佐賀中央行政書士事務所
代表者 原 田 信 介 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



要望書について(回答)

平成17年12月2日に要望書を提出されましたことについて回答します。

農振除外申請を業として行うことができるのは、行政書士とされております。土地家屋調査士については業として申請代理を行うことは行政書士法に抵触するものと理解しておりますが、行政書士法施行規則第5条に「補助者」の制度があり、「補助者」となられている土地家屋調査士がおられます。また、土地家屋調査士法にも「補助者」の制度があることから、土地家屋調査士の補助者が申請書の持参者として窓口に来ることを拒むものではないと考えます。

農林水産課としては、窓口で注意を喚起することはできますが、原田様のご要望にあるような、法務局への通報については、農振除外業務の本旨ではありませんし、土地家屋調査士法第55条には「調査士会からの報告」の義務もございますので、ご要望には添いかねます。

担当：佐賀市役所産業部
農林水産課農政係
TEL 0952-40-7116